

伯耆町総合スポーツ公園遊具設置工事設計・施工プロポーザル実施要綱

(趣旨)

- 第1条 伯耆町総合スポーツ公園遊具設置工事（以下「公園遊具設置工事」という。）について、最も優れた技術提案をした者と随意契約を行う方法（以下「プロポーザル方式」という。）によることについて、伯耆町建設工事執行規則（平成17年伯耆町規則第50号）及び伯耆町財務規則（平成17年伯耆町規則第43号）によるほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 プロポーザル方式は、積算歩掛が定められていないこと、公園遊具設置工事が高度又は独自の技術等が必要とされることから、競争入札に適しないため行うものとする。

(選定方法)

- 第2条 プロポーザル方式において、技術提案をすることができる者（以下「提案者」という。）は、公募により各自の技術力を記載した書類（以下「参加申込書」という。）の提出を求め、これを審査して選定する。
- 2 前項の規定により選定された提案者に対しては、建設工事に係る技術提案の内容を記載した書類（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、これを審査して最も優れた技術提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定し、その者と当該建設工事の請負契約を随意契約で締結できるものとする。

(不選定)

- 第3条 次に掲げる者は、提案者及び最優秀提案者として選定しないものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本町から一般競争入札の参加者資格を取り消されている法人等。
 - (2) 本町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けている法人等。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている法人等。
 - (4) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等。
 - (6) 国、都道府県及び市町村の租税公課に滞納がある法人等。

(参加資格の設定)

- 第4条 プロポーザル方式による参加資格は別途行う公告のとおり設定する。

(参加申込書の公募)

- 第5条 参加資格について、町の掲示板及びインターネットの町のホームページに公告して、参加申込書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定による公募に応じて参加申込書を提出した者は、提案者となることを希望するものとみなす。
- 3 参加申込書の作成及び提出に要する費用は、提出する者の負担とする。
- 4 参加申込書及びその添付書類は、提出した者に返却しないが、提出した者に無断でプロポーザル方式における審査以外には使用しないものとする。

(提案者の選定)

- 第6条 適正に提出された参加申込書については、同種工事の実績及び配置予定の技術者等の確認を行ったうえで、提案者を選定する。この場合においては、公募により広く提案者を募るという趣旨に則り、不必要に厳格な絞り込みは行わないものとする。
- 2 前項の規定により提案者を選定されたときは、当該提案者に対し、技術提案書の提出を要請するものとする。

(最優秀提案者の選定)

- 第7条 適正に提出された技術提案書については、第9条に定めるところにより設置する技術提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）で選定する。この場合において、技術提案書に誤記等があったときは、選定委員会が認めた場合のみ、修正等を行うことができる。
- 2 前項の規定により最優秀提案者を選定されたときは、当該最優秀提案者に対し、その旨を通知するものとする。

(非選定通知)

- 第8条 参加申込書を提出したが提案者を選定されなかった者及び技術提案書を提出したが最優秀提案者を選定されなかった者に対し、選定されなかった旨及びその理由を書面により通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、それぞれ通知の日から2日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に書面により町に、選定しなかった理由の説明を求めることができる。
 - 3 町は、前項の規定により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期限から4日（休日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。この場合においては、参加申込書及び技術提案書作成要領に定める提案者及び最優秀提案者の選定基準又は評価の着目点に基づいて説明することとし、当該書面には他社と比較して劣っている事項を明記するものとする。

(選定委員会)

- 第9条 本プロポーザル方式に係る技術提案書を審査するため、選定委員会を設置する。
- 2 選定委員会は、町長が適当と認める5名以上の者で構成する。
 - 3 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - 5 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

(雑則)

第 10 条 その他、当該プロポーザル方式による建設工事の請負に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 9 日に公告する伯耆町総合スポーツ公園遊具設置工事に適用する。